

ひろば・ちがさき

No. 779

市民会議・市民自治市議団

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

市役所内 0467(82)1111

2007年12月21日

中嶋 てるお
TEL 86-5643
須田 ゆずる
TEL 86-8788
岸 正明
TEL 87-8766
小磯 妙子
TEL 52-6731
和田 清
TEL 67-5980

仮称緑が浜第2小設計費、鳥井戸地下道冠水対策費等4億5200万円余補正、農業ふれあい広場設置 12月17日 市議会第4回定例会閉会

12月議会が終わりました。提出された35件の議案、すべて原案の通り可決されました。私たちの会派は、原案に反対することは減多にないことですが、「議案第93号和解の締結について」だけは、どう考えてもおかしい賛成するわけにはいかない、ということでも反対しました。和解に伴う和解金130万円の補正予算にも反対しました。

可決した議案の主なものは次の通り。

- 一般会計補正予算(仮称)緑が浜第2小学校建設事業費 8987万円

現緑が浜小学校の児童数が増加し、教室不足で、学区の再編成では解消できないため、分離校を建設することとなり、その基本設計並びに詳細設計に要する費用を補正するもの。平成21年10月頃から建設工事に入り、23年2月に工事終了。平成23年4月開校を予定。それに間に合わせるために、用地取得が出来ない段階で設計費を計上、出来た段階で直ちに設計に入れるようにするもの。

●鳥井戸地下道冠水対策事業費 1億5190万1千円
鳥井戸地下道(1国から浜見平団地へ入るJR東海道線のガード下)冠水対策のため、隣接地に売却される用地があり、それを取得しようという用地購入費。その地下に雨水調整池とポンプ施設を整備する。現在は時間雨量50ミリを越えると冠水してしまうが、調整池を整備されると80ミリまで大丈夫。調整池に貯留できる雨量は、10000立方メートル。

●温水プール管理経費 5950万円
屋内温水プールの建て替えのための解体工事と基本・詳細設計に要する費用。耐震上問題のある屋内温水プールを平成19年12月28日をもって休館、そのまま放置すると保安上の問題があるため解体工事を行うもの。また、屋内温水プールを、現在と同様に環境事業センターの余熱を利用した新たな施設を建築するため、建築・電気設備、空調換気設備の基本・詳細設計を行うもの。

●補正予算以外の議案
●和解の締結について
茅ヶ崎市立南湖公民館に於いて存在していた相手方作成の絵画9点について、紛失したことが及び1点について修復の必要があることに対し、損害賠償するもので、市が賠償金130万円を支払い和解を成立させるため提案されたもの。

●茅ヶ崎市農業ふれあい広場条例
茅ヶ崎市赤羽根1948番地に、茅ヶ崎市農業ふれあい広場を平成20年4月に開設するため新たに条例を制定するもの。広場は、農業と親しむ場を提供し、市民の農業に対する理解を深めるとともに、心身の健康の増進を図るためのもの。

※裏面に全議案の採決の結果を掲載しました。
討論 会派を代表して中嶋議員が討論を行いました。

中嶋 仮称緑が浜第2小学校建設事業費だが、取り組み方に不備な点や曖昧な点等あつて、問題がある。2点指摘しておきたい。1点目は、この用地を取得するに当たって、その目的が議会にはつきりと説明されていなかったということ。2点目は、用地がまだ取得

できなかったこと。反省を求めたい。今後は、用地取得が正式に出来てから設計に入っていくこと、平成23年4月開校に向けて努力していただきたいことを要望して本案には賛成する。

和解の締結については反対する。理由は和解金130万円の算出方法や根拠が妥当かどうか信用できないから。和解の話し合いを作ると市の当事者間で行ったそうだが、15年も前のこととか作品の預かり証も無いとかの様々な状況から民事調停に持ち込むべき事件である。第3者機関を通しての和解案の提出が必要だ。

できていないのに、いきなり基本設計や詳細設計をするという普通と順番が違うことに対して、議会に説明がな

二〇〇七年(平成十九年)の「ひろば・ちがさき」本日もあって終了です。一年間ご愛読いただきまして有り難うございました。中にはご苦勞さ

ん、と声をかけてくださる方もおられました。たこともありました。15 新年は、1月11日南口、16日辻堂駅で始めます。それでは皆さん、寒さの折風邪などひかないように、良い年をお迎えください。

各議案審査結果

2007. 12. 17

議案	件名	結果
第73号	専決処分の承認について（平成19年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）	◎
第74号	平成19年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（6号）	○
第75号	平成19年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	○
第76号	茅ヶ崎市農業ふれあい広場条例	◎
第77号	茅ヶ崎市事務分掌条例の一部を改正する条例	◎
第78号	茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例	◎
第79号	茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	◎
第80号	茅ヶ崎市営体育施設条例の一部を改正する条例	◎
第81号	茅ヶ崎市体育館条例の一部を改正する条例	◎
第82号	茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例	◎
第83号	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	◎
第84号	茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	◎
第85号	茅ヶ崎市ラブホテル規制条例の一部を改正する条例	◎
第86号	茅ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	◎
第87号	不動産の取得について	◎
第88号の1	市道路線の廃止について	◎
第88号の2	市道路線の廃止について	◎
第88号の3	市道路線の廃止について	◎
第88号の4	市道路線の廃止について	◎
第88号の5	市道路線の廃止について	◎
第89号の1	市道路線の認定について（本宿町）	◎
第89号の2	市道路線の認定について（浜竹2丁目）	◎
第89号の3	市道路線の認定について（東海岸北2丁目）	◎
第89号の4	市道路線の認定について（浜竹4丁目）	◎
第89号の5	市道路線の認定について（浜竹4丁目）	◎
第89号の6	市道路線の認定について（旭が丘）	◎
第89号の7	市道路線の認定について（東海岸北1丁目）	◎
第89号の8	市道路線の認定について（室田2丁目）	◎
第89号の9	市道路線の認定について（浜之郷字宮ノ前）	◎
第89号の10	市道路線の認定について（平太夫新田字上河原）	◎
第89号の11	市道路線の認定について（甘沼字向原）	◎
報告第28号	専決処分の報告について	◎
報告第29号	専決処分の報告について	◎
第90号	平成19年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）	◎
第91号	茅ヶ崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	◎
第92号	平成19年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）	○
第93号	和解の締結について	○

結果 ◎=原案可決（全会一致） ○=原案可決（賛成多数） ×=原案否決